

キャリア形成プログラム【診療支援部門プログラム】(案)

(令和 年 月 日策定)

- 1 就業義務年限
貸与期間の1.5倍

2 配置方針

知事が別に定めるキャリア形成支援機関が設定した診療科別コースの中から、次に掲げる配置方針に合致する診療科別コースを選択し、選択した診療科別コースに基づき作成したキャリア形成プランに沿って勤務した場合に限り、その勤務期間を就業義務年限に算定する。

(1) 6年貸与の場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
臨床研修病院群		・診療支援部門群で7年						

(2) 5年貸与の場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	7.5年目
臨床研修病院群		・診療支援部門群で5年6月					

(3) 4年貸与の場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
臨床研修病院群		・診療支援部門群で4年			

<医療機関群>

医療機関群	カテゴリー
臨床研修病院群	県内の臨床研修病院
診療支援部門群	①放射線科：キャリア形成プログラム【新プログラム】の地域A群、県内の放射線科専門研修プログラムの研修施設 ※勤務条件：放射線科専門医取得を目的とした勤務を行い、取得後も放射線科医として勤務すること。 ②病理：キャリア形成プログラム【新プログラム】の地域A群、県内の病理専門研修プログラムの研修施設 ※勤務条件：病理専門医取得を目的とした勤務を行い、取得後も病理医として勤務すること。 ③臨床検査：キャリア形成プログラム【新プログラム】の地域A群、県内の臨床検査専門研修プログラムの研修施設 ※勤務条件：臨床検査専門医取得を目的とした勤務を行い、取得後も臨床検査医として勤務すること。

※ 本制度の趣旨は地域A群における勤務であり地域A群の状況（医師の需要・受入体制）によっては、地域A群に配置されることになります。

※ 医療機関群については、臨床研修病院の新規指定・指定取消などにより、今後変更となる場合があります。なお、変更により外れた対象医療機関での勤務実績がある場合、その勤務期間を就業義務年限に算定します。

<診療科別コース設定の条件>

キャリア形成プログラム【診療支援部門プログラム】の診療科別コースを設定するキャリア形成支援機関は、キャリア形成プログラム【新プログラム】の地域A群と関係構築に努め、次の事項に配慮すること。

ア 地域A群の状況（医師の需要・受入体制）に応じた医師の配置が可能なコース設定を行うこと。

イ 地域A群に対する、当該診療科に係る支援（医師の派遣・遠隔医療・オンライン診療・診療科に係る相談等）を行うこと。

3 取得可能な専門医等の資格

一般社団法人日本専門医機構による専門研修の基本領域の専門医資格（1 領域）が取得可能

4 猶予期間（配慮事項）

（1）4年（県外での研修、大学院、留学等、事由を問わない）

（2）正当な事由があると知事が認める場合、知事が正当な事由があると認める期間を加算

【正当な事由があると認める場合】

ア 災害、疾病、負傷、出産、育児の場合

イ ① 新専門医制度における専門医を取得する場合

義務年限※内に、義務履行を果たすと、新専門医制度における基本領域（1 領域）の専門医を取得することが研修期間等から不可能である場合。ただし、基幹施設が県内の医療機関の場合に限ることとし、研修期間は領域別の専門医取得に必要な最低限の期間とする。

② 従来の学会認定の専門医を取得する場合

義務年限※内に、義務履行を果たすと、専門医（1 つ）を取得することが研修期間等から不可能である場合。ただし、県内の医療機関に限ることとし、研修期間は、新専門医制度における専門医の中で、当該専門医に相当する領域の専門医取得に必要な最低限の期間とする。

※義務年限＝修学資金の貸付期間の 1.5 倍の期間。（6 年間貸付の場合 9 年間）

【正当な事由があると認める期間】

ア 勤務先等において休業として認められた期間

イ 新専門医制度における基本領域（1 領域）の専門医を取得するのに不足する期間

※ 正当な理由がある期間が 1 月未満の場合を除く

※ 加算を行う場合は日単位とし、加算対象の「特定病院等において医師の業務に従事することができない期間」のうち義務履行に算定される期間は加算日数から除く